12月3日～9日は障害者週間

問／社会福祉課（☎23-0509）

12月3日（国際障害者デー）から12月9日（障害者の日）は「障害者週間」です。国民に障害者の福祉についての関心と理解を広めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを目的として設定されました。

知っていますか？　ヘルプマークとヘルプカード





●ヘルプマーク

外見からは分からなくても、援助や配慮を必要としている方が、周囲の方からの援助や配慮を得やすくなるよう作成されたマークです。

対象者／義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、精神・知的・発達障害の方など、援助や配慮を必要としている方

●ヘルプカード

障害のある方が普段から身に付けることで、緊急時や災害時、困ったときに手助けをお願いしやすくなるものです。氏名、住所、緊急連絡先、苦手なこと、必要な支援などを記入できます。全ての欄に記入する必要はなく、周囲の方に知ってほしい内容だけを記入して使用できます

配布場所／社会福祉課（総合福祉センター（ℹあいプラザ内））

配布方法／利用する方の申し出により、窓口でお渡しします（障害者手帳などの提示は不要です）

ヘルプマークやヘルプカードを身に付けている方を見かけたらお願いしたいこと

●困っていないか気にかける、手伝えることがないか声をかける

●ヘルプカードを持っている場合は、記入されている内容に沿った支援を行う

障害に関する相談は、お住まいの地区の相談窓口をご活用ください。

使えるサービスを知りたい、仕事をしたいけれど不安、障害年金を申請したいなどの相談に応じます。

【岩沼小学校区】	【岩沼西小学校区】	【岩沼南・玉浦小学校区】
J's Support（ジェイズ サポート）岩沼 ☎36-9862	さんてらす ☎29-4587	岩沼市社会福祉協議会指定相談支援事業所 ☎35-7525

12月4日～10日は人権週間、12月10日は人権デー

法務省と全国人権擁護委員連合会は、毎年12月10日の人権デーを最終日とする1週間を人権週間と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

高齢者や障害者の権利を守る取り組み

●権利擁護とは・・・高齢者や障害者などで判断能力が十分でない方や意思表示が難しい方の権利や尊厳を守り、自分らしい生活を送れるように支える取り組み

●具体的な取り組みと制度

①意思決定支援
本人の意思を尊重し、支援を通じて自分らしい意思決定ができるようサポートします

②成年後見制度
判断能力が不十分な方の財産管理や契約手続きを成年後見人などが支援し、権利と財産を守ります

③日常生活自立支援事業
福祉サービス利用の相談や金銭管理など、地域での自立した生活をサポートします

④虐待防止と権利侵害への対応
虐待の通報・相談対応、調査、被害者の保護、養護者支援を行い、権利侵害を防ぎます

●相談先（高齢者）

学校区	相談先	電話番号
岩小学校区	岩沼市社会福祉協議会地域包括支援センター	☎25-6834
南小学校区	南東北地域包括支援センター	☎23-7543
西小学校区	岩沼西地域包括支援センター	☎36-7266
玉小学校区	マリンホーム地域包括支援センター	☎25-6656

※障害者の相談窓口は、同ページの「障害者週間」記事に掲載しています。

問／介護福祉課（☎24-3016）、社会福祉課（☎23-0509）

特設人権相談所 無料

人権週間に合わせて、人権擁護委員による特設人権相談所を開設します。予約は不要です。直接お越しください。

日時／12月3日㈭
9時～12時、13時～16時

場所／市役所2階
市民ホール

●みんなの人権110番
☎0570-003-110
（平日8時30分～17時15分）

●LINE じんけん相談
友だち追加をしてご相談ください。

▲LINE じんけん相談

問／市長公室（☎23-0334）

市外局番の記載がない電話番号の市外局番は全て【0223】です